

とを証明したときは、この限りでない。

次に、損害賠償の範囲については民法第 416 条が類推適用されます(根拠として判例あり)。

#### 自動車損害賠償保障法第4条

自己のために自動車を運行の用に供する者の損害賠償の責任については、前条の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

#### 民法第 416 条

債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

2 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することによって、債権者は、その賠償を請求することができる。

つまり、被害者に賠償されるべき損害とは、通常生ずべき損害のことをいわけです。

一方、自賠責保険制度の趣旨は、迅速公平に被害者保護を図るための最低補償制度ですから、算定基準とする自賠責基準は、通常生ずべき損害を算定するために定められた基準で

は、  
て  
様  
い  
た  
お

**損害賠償の構成と示談交渉におけるポイントを解説しています。  
任意損保との交渉場面での想定問答集もあり、示談のための「シナリオ」として活用できる内容となっています。**

**後半には、個別の注意点と示談交渉という場での目標設定などのアドバイスが入っています。**

と  
し  
る

これに対して、任意基準というのは支払額を減らすために損保のご都合主義で作られた基準です。ですから実際に各社バラバラですし、被害者としては無視してよいものです。

以上をふまえたうえで、よくあるケースについて考えてみます。

損保は、「支払額は自賠責基準で決まっている」と主張するケースが多いですので、それに対しては次の疑問をぶつけます。

- 自賠責保険制度は被害者の何を賠償する制度か？
- 自賠責保険による支払で任意損保も同時に免責されるのか？